

事務	なものに限る。)								
----	----------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一 二 本庁関係特定事項(2)経済管理部才管庶課の表11の項及び11の項を次のように改める。

2 公有財産（廃道敷、廃川敷、県営林の立木及び土地改良財産を除く。）の処分に関する事務	1 評定価格7,000万円以上の公有財産の処分の決定								
	(1) (2)以外のもの	○							
	(2) 1件2万平方メートル未満の土地に係るもの		○						
	2 評定価格4,000万円以上7,000万円未満の公有財産の処分の決定		○						
	3 評定価格1,000万円以上4,000万円未満の公有財産の処分の決定			○					
3 公有財産（廃道敷、廃川敷及び土地改良財産を除く。）の使用許可及び貸借契約に関する事務	1 評定価格1億円以上の公有財産の使用許可及び貸付けの決定（軽易又は定例的なものを除く。）			○					
	2 評定価格1億円未満の公有財産の使用許可及び貸付けの決定（軽易又は定例的なものを除く。）				○				

別表第一 二 本庁関係特定事項(2)経済管理部才管庶課の表11の項を次のように改める。

2 栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）に基づく事務	1 第11条第2項の規定による課税地の指定				○				
	2 第13条第1項の規定による期限の延長				○				
	3 第166条の規定による指定			○					
	4 第133条第1項の規定による減免				○				

別表第一 二 本庁関係特定事項(3)県民生活部キ人権・青少年男女参画課の表三の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、別表第一 二 本庁関係特定事項(4)環境森林部イ地球温暖化対策課の表中11の項を10の項とし、11の項を12の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく事務	1 第12条の規定による計画の策定	○							
------------------------------	-------------------	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第一の二本件関係特定事項(4)環境森林部と環境保全課の表十四の項を次のように改める。

14 土壤汚染対策法 （平成14年法律第 53号）に基づく事 務	1 第3条第1項の規定による指定 調査機関の指定				○			
	2 第5条第2項の規定による調査 の実施				○			
	3 第6条第1項及び第4項の規定 による要措置区域の指定及び指定 の解除				○			
	4 第7条第10項の規定による汚染 の除去等の措置の実施等				○			
	5 第11条第1項及び第2項の規定 による形質変更時要届出区域の指 定及び指定の解除				○			
	6 第14条第3項の規定による要措 置区域等の指定				○			
	7 第14条第4項の規定による報告 の徴収等						○	
	8 第22条第1項の規定による汚染 土壌処理業の許可				○			
	9 第22条第4項の規定による汚染 土壌処理業の許可の更新				○			
	10 第22条第9項の規定による届出 の受理				○			
	11 第23条第1項の規定による汚染 土壌処理業の変更の許可				○			
	12 第23条第3項の規定による汚染 土壌処理業の変更の届出の受理				○			
	13 第23条第4項の規定による汚染 土壌処理業の休止等の届出の受理				○			
	14 第24条の規定による改善命令				○			
	15 第25条の規定による許可の取消 し等				○			
	16 第27条第2項の規定による措置 命令				○			

17	第27条の2第1項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認				○		
18	第27条の3第1項の規定による汚染土壌処理業者の合併又は分割の承認				○		
19	第27条の4第1項の規定による汚染土壌処理業の相続に係る承認				○		
20	第27条の5の規定による協議の同意				○		
21	第32条第1項の規定による指定調査機関の指定の更新				○		
22	第35条の規定による変更の届出の受理				○		
23	第36条第3項の規定による改善命令等				○		
24	第37条第1項の規定による業務規程に係る届出の受理				○		
25	第39条の規定による適合命令				○		
26	第40条の規定による業務の廃止の届出の受理				○		
27	第42条の規定による指定の取消し				○		
28	第43条の規定による公示				○		
29	第54条第1項、第3項、第4項及び第5項の規定による報告の徴収等					○	
30	第56条第2項の規定による協力要請等				○		
31	第61条第1項の規定による情報の提供				○		

別表第1-2本庁関係特定事項(4)環境森林部才廃棄物対策課の表1-1の項及び3の項を次のように改める。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法	1 第5条の5(第7条の4において準用する場合を含む。)の規定					○	
-------------------	---------------------------------	--	--	--	--	---	--

律施行令（昭和46年政令第300号）に基づく事務	による届出の受理							
	2 第20条及び第21条の規定による届出の受理						○	
	3 第22条の規定による登録の取消し			○				
3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に基づく事務	1 第4条の16第1項及び第12条の7の14第1項の規定による維持管理積立金の額の通知				○			
	2 第5条の5の11第1項（第12条の11の11において準用する場合を含む。）の規定による報告書の受理						○	
	3 第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による指定				○			

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部カ林業木材産業課の表に次のように加える。

11 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく事務	1 第36条第1項の規定による公募				○			
	2 第36条第2項の規定による情報の整理及び公表				○			

別表第一二本庁関係特定事項(4)環境森林部キ森林整備課の表五の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表に次のように加える。

9 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく事務	1 第19条第2項の規定による認証（森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う地籍調査に係るものに限る。）			○				
-----------------------------	---	--	--	---	--	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(5)保健福祉部ア保健福祉課の表三の項から八の項までを次のように改める。

3 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく事務	1 第7条第2号及び第3号の規定による指定			○				
4 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）に基づく事務	1 第4条第1項の規定による変更の承認（高齢対策課の所掌に係るものを除く。以下この項において同じ。）			○				
	2 第4条第2項の規定による変更の届出の受理				○			

	3 第5条の規定による報告の受理				○			
	4 第6条の規定による報告の徴収及び指示				○			
	5 第7条の規定による指定の取消し			○				
5 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成5年栃木県条例第1号）に基づく事務	1 第6条第2項の規定による貸与契約の締結（高齢対策課の所掌に係るものを除く。以下この項において同じ。）				○			
	2 第8条の規定による貸与契約の解除及び貸与の休止				○			
	3 第10条の規定による返還の猶予				○			
	4 第11条の規定による返還の免除				○			
6 とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例施行規則（平成8年栃木県規則第59号）に基づく事務	1 第3条第1項ただし書の規定による休館日の変更				○			
	2 第3条第2項ただし書の規定による休業日の変更				○			
	3 第4条ただし書の規定による利用時間の変更				○			
7 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく事務	1 第23条第1項の規定による事務監査				○			
	2 第41条第2項及び第5項並びに第42条の規定による認可				○			
	3 第44条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査				○			
	4 第45条第2項の規定による改善命令、停止命令及び認可の取消し				○			
	5 第48条第3項の規定による指導の制限及び禁止				○			
	6 第49条の規定による指定				○			

	7 第51条第2項（第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し				○			
	8 第53条第1項（第54条の2第4項及び第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による審査及び決定				○			
	9 第53条第4項（第54条の2第4項及び第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による診療報酬の支払事務の委託				○			
	10 第54条第1項（第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収等				○			
	11 第54条の2第1項の規定による指定				○			
	12 第55条第1項の規定による指定				○			
	13 第81条の2の規定による援助等				○			
	14 第83条の2の規定による通知				○			
8 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事務	1 第7条第2項第3号の規定による事業の実施				○			
	2 第10条第1項の規定による事業の実施				○			
	3 第16条第2項の規定による認定				○			
	4 第16条第3項の規定による認定の取消し				○			

別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部ア保健福祉課の表中九の項及び十の項を削り、十一の項を九の項とし、十二の項から十五の項までを一項ずつ繰り上げ、別表第二本庁関係特定事項⑥保健福祉部ウ高齢対策課の表中十五の項を削り、十四の項を十五の項とし、四の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

4 介護保険法施行	1 第3条第2項の規定による指定				○			
-----------	------------------	--	--	--	---	--	--	--

	12 附則第8条第1項の規定による登録				○			
	13 附則第9条第2項の規定による登録の更新				○			
	14 附則第11条、第12条第1項及び第13条の規定による届出の受理				○			
	15 附則第14条の規定による適合命令				○			
	16 附則第15条の規定による改善命令				○			
	17 附則第16条の規定による登録の取消し等				○			
	18 附則第17条の規定による公示				○			
	19 附則第18条において準用する第19条の規定による報告の徴収				○			
	20 附則第18条において準用する第20条第1項の規定による立入検査等				○			
	21 附則第20条第1項の規定による登録				○			
	22 附則第20条第2項において準用する第19条の規定による報告の徴収				○			
	23 附則第20条第2項において準用する第20条第1項の規定による立入検査等				○			

別表第一二本件関係特定事項(5)保健福祉部への情報提供の表十九の項を次のように改める。

19 社会福祉士及び介護福祉士法施行令に基づく事務	1 第4条第1項の規定による変更の承認（介護福祉士に係るものに限る。以下この項において同じ。）				○			
	2 第4条第2項の規定による変更				○			

	の届出の受理						
3	第5条の規定による報告の受理				○		
4	第6条の規定による報告の徴収及び指示				○		
5	第7条の規定による指定の取消し			○			

別表第一 2 本庁関係特定事項(5)保健福祉部高齢政策課の表11十の項を削り、同表に次のように加える。

20 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)に基づく事務	1 第23条の2第2項の規定による届出の受理				○		
	2 第23条の2第3項の規定による変更の届出の受理				○		
	3 第23条の2第4項の規定による報告書の受理				○		
21 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例に基づく事務	1 第6条第2項の規定による貸与契約の締結(介護福祉士に係るものに限る。以下この項において同じ。)				○		
	2 第8条の規定による貸与契約の解除及び貸与の休止				○		
	3 第10条の規定による返還の猶予				○		
	4 第11条の規定による返還の免除				○		
22 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)に基づく事務	1 附則第14条第1項の規定による認定(高齢者に係るものに限る。2において同じ。)				○		
	2 附則第14条第2項の規定による認定証の交付				○		

別表第一 2 本庁関係特定事項(5)保健福祉部健康増進課の表11の項を次のように改める。

3 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務	1 第11条第1項の規定による指定				○		
	2 第25条の8第1項の規定による				○		

	勧告						
	3 第25条の8第2項の規定による公表				○		
	4 第25条の8第3項の規定による命令				○		
	5 第25条の9第1項の規定による立入検査等				○		
	6 第32条第1項の規定による勧告				○		
	7 第32条第2項の規定による命令				○		
	8 第32条第4項の規定による通知					○	

別表第112本庁関係特定事項⑤保健福祉部健康課選定の表十一の項及び十二の項を次のように改める。

11 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務	1 第19条の3第3項の規定による支給の認定				○		
	2 第19条の3第5項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の選定				○		
	3 第19条の3第10項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払の決定				○		
	4 第19条の5第2項の規定による支給認定の変更の認定（健康福祉センター所長の専決事項に係るものを除く。）				○		
	5 第19条の6第1項の規定による支給認定の取消し				○		
	6 第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定				○		
	7 第19条の14の規定による変更の届出の受理				○		
	8 第19条の15の規定による指定辞				○		

	退の申出の受理						
	9 第19条の16第1項の規定による報告の徴収、立入検査等			○			
	10 第19条の16第4項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払の一時差止め			○			
	11 第19条の17第1項の規定による勧告			○			
	12 第19条の17第2項の規定による公表			○			
	13 第19条の17第3項の規定による命令			○			
	14 第19条の17第4項の規定による公示			○			
	15 第19条の18の規定による指定の取消し等			○			
	16 第19条の19の規定による公示			○			
	17 第19条の20第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の額の決定			○			
	18 第57条の2第3項及び第4項の規定による不正利得の徴収			○			
	19 第57条の3第2項の規定による報告の徴収等			○			
	20 第57条の4第2項の規定による資料の提供の要求等			○			
12 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく事務	1 第7条第1項の規定による支給の認定（健康福祉センター所長の専決事項に係るものを除く。4において同じ。）			○			
	2 第7条第3項の規定による指定医療機関の選定			○			

3	第7条第7項の規定による特定医療費の支払の決定				○			
4	第10条第2項の規定による支給認定の変更の認定				○			
5	第11条第1項の規定による支給認定の取消し				○			
6	第14条第1項の規定による指定医療機関の指定				○			
7	第19条の規定による変更の届出の受理				○			
8	第20条の規定による指定辞退の申出の受理				○			
9	第21条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
10	第21条第4項の規定による特定医療費の支払の一時差止め			○				
11	第22条第1項の規定による勧告			○				
12	第22条第2項の規定による公表			○				
13	第22条第3項の規定による命令			○				
14	第22条第4項の規定による公示			○				
15	第23条の規定による指定の取消し等			○				
16	第24条の規定による公示				○			
17	第25条第1項の規定による特定医療費の額の決定				○			
18	第34条第1項及び第2項の規定による不正利得の徴収			○				
19	第35条第1項の規定による報告の徴収等				○			

	20 第37条の規定による資料の提供の要求等				○				
--	------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部才障害福祉課の表中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項から十八の項までを一項ずつ繰り上げ、別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部カこども政策課の表十八の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第四号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、別表第二本庁関係特定事項(6)産業労働観光部ア産業政策課の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、別表第二本庁関係特定事項(6)産業労働観光部ウ経営支援課の表五の項を次のように改める。

5 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく事務	1 第8条第1項及び第9条第1項の規定による承認				○				
	2 第9条第2項の規定による承認の取消し				○				

別表第二本庁関係特定事項(6)産業労働観光部ウ経営支援課の表八の項及び九の項を次のように改める。

8 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年経済産業省令第22号）に基づく事務	1 第9条第1項、第2項（同条第4項、第6項及び第8項において準用する場合を含む。）及び第3項（同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し				○				
	2 第12条第31項の規定による確認				○				
	3 第13条第1項（同条第3項から第5項までにおいて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による確認及び確認の取消し				○				
	4 第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第5項の規定による確認及び確認の取消し				○				
	5 第17条第1項の規定による確認				○				
	6 第18条第1項から第4項までの規定による確認				○				
	7 第19条第1項の規定による確認の取消し				○				
	8 第20条第1項（同条第8項、第10項及び第12項において準用する				○				

	場合を含む。)及び第2項(同条第9項、第11項及び第13項において準用する場合を含む。)の規定による確認								
9 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく事務	1 第70条の7第35項(第70条の7の5第26項において準用する場合を含む。)及び第70条の7の2第40項(第70条の7の4第20項、第70条の7の6第27項及び第70条の7の8第15項において準用する場合を含む。)の規定による通知				○				

別表第一二本庁関係特定事項(6)産業労働観光部庁経営支援課の表十五の項を次のように改める。

15 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく事務	1 第12条の5の規定による仮理事の選任				○				
	2 第33条の規定による認可				○				

別表第一二本庁関係特定事項(6)産業労働観光部庁観光交流課の表三の項を次のように改める。

3 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)に基づく事務	1 第18条の規定による登録				○				
	2 第21条第1項の規定による登録の拒否				○				
	3 第23条第2項の規定による登録証の訂正				○				
	4 第24条の規定による登録証の再交付				○				
	5 第25条第1項及び第26条の規定による登録の取消し及び消除				○				
	6 第34条の規定による報告の徴収				○				

別表第一二本庁関係特定事項(6)産業労働観光部庁観光交流課の表中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、別表第一二本庁関係特定事項(6)産業労働観光部庁労働政策課の表四の項を次のように改める。

4 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく事務	1 第7条第3項の規定による意見の提出				○				
	2 第27条第1項の規定による指定				○				

	3 第32条第1項の規定による指定の取消し						○				
--	-----------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第1-2本庁関係特定事項⑥産業労働観光部労働政策課の表に次のように加える。

11 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づく事務	1 第10条第4項の規定による意見の提出						○				
--	----------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第1-2本庁関係特定事項⑦農政部入農社振興課の表1の項を次のように改める。

1 国土調査法に基づく事務	1 第6条の3第1項の規定による都道府県計画の策定						○				
	2 第6条の3第2項及び第3項の規定による協議							○			
	3 第19条第2項の規定による認証（森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う地籍調査に係るものを除く。）							○			

別表第1-2本庁関係特定事項⑧農政部入経済流通課の表九の項を次のように改める。

9 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）に基づく事務	1 附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる農業災害補償法の一部を改正する法律による改正前の農業災害補償法第87条の2第4項の規定による認可						○				
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第1-2本庁関係特定事項⑨農政部入農地整備課の表1の項を次のように改める。

1 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく事務	1 第8条第1項の規定による適否の決定等							○			
	2 第8条第2項の規定による専門技術者の委嘱又は任命								○		
	3 第9条第2項の規定による決定									○	
	4 第10条第1項の規定による認可							○			

	<p>5 第30条第2項（第84条において準用する場合を含む。）の規定による認可（土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の土地改良法第23条第3項の規定による総代の選挙に関する規定に係るものに限る。）</p>			○					
	<p>6 第41条第4項の規定による決定（解散又は合併に係るものに限る。）</p>			○					
	<p>7 第48条第9項、第84条、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する第8条第2項の規定による専門技術者の委嘱又は任命</p>			○					
	<p>8 第52条第1項及び第53条の4第1項（これらの規定を第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による認可（2以上の農業振興事務所の所管区域にまたがるものに限る。9、10、12、28、29及び31から34までにおいて同じ。）</p>			○					
	<p>9 第52条の2第1項（第53条の4第2項、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による適否の決定等</p>			○					
	<p>10 第52条の2第3項（第53条の4第2項、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p>			○					
	<p>11 第52条の2第4項（第53条の4第2項、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）において準用する第8条第6項の規定による縦覧</p>			○					

12	第54条第5項（第89条の2第10項、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知				○			
13	第67条第2項（第84条において準用する場合を含む。）、第72条第2項及び第77条第2項の規定による認可				○			
14	第86条第1項の規定による適否の決定等（国営土地改良事業又は国庫補助対象の県営土地改良事業に係るものに限る。15、16、18及び23において同じ。）				○			
15	第87条第1項の規定による土地改良事業計画の策定				○			
16	第87条第2項及び第88条第6項において準用する第8条第2項の規定による専門技術者の委嘱又は任命				○			
17	第87条第2項及び第88条第6項において準用する第8条第2項の規定による専門技術者の委嘱（国営土地改良事業又は国庫補助対象の県営土地改良事業に係るものを除く。）				○			
18	第87条第8項の規定による裁決				○			
19	第87条の3第1項の規定による土地改良事業計画の策定				○			
20	第87条の3第7項及び第88条第18項において準用する第8条第2項の規定による専門技術者の委嘱又は任命				○			
21	第87条の4第1項の規定による緊急耐震工事計画の策定				○			
22	第87条の4第4項及び第88条第19項において準用する第8条第2				○			

項の規定による専門技術者の委嘱又は任命							
23 第88条第1項の規定による土地改良事業計画の変更				○			
24 第88条第16項の規定による土地改良事業計画の変更				○			
25 第88条第19項の規定による緊急耐震工事計画の変更				○			
26 第89条の2第1項及び第5項の規定による換地計画の策定及び変更				○			
27 第89条の2第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する第87条第5項の規定による縦覧				○			
28 第89条の2第6項の規定による指定等				○			
29 第89条の2第9項の規定による換地処分				○			
30 第94条の2から第94条の4まで、第94条の4の2第1項、第94条の5第1項及び第94条の6第1項の規定による土地改良財産の管理等				○			
31 第97条第6項の規定による指示				○			
32 第98条第8項及び第9項の規定による認可及び意見の聴取				○			
33 第99条第1項、第100条第1項及び第100条の2第1項の規定による認可				○			
34 第99条第4項、第5項及び第6項（これらの規定を第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定				○			

	による意見の聴取、縦覧及び通知							
	35 第99条第10項（第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取				○			
	36 第132条（第84条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び検査				○			
	37 第133条第1項（第84条において準用する場合を含む。）の規定による検査				○			
	38 第134条第1項（第84条において準用する場合を含む。）の規定による措置命令			○				
	39 第134条第2項（第84条において準用する場合を含む。）の規定による改選命令			○				
	40 第134条第3項（第84条において準用する場合を含む。）の規定による役員解任			○				
	41 第134条の2の規定による措置命令			○				
	42 第135条第1項（第84条において準用する場合を含む。）の規定による解散命令			○				
	43 第136条第1項（第84条において準用する場合を含む。）の規定による決議等の取消し			○				

別表第1-2本件関係特定事項⑧県庁組織部大河沼味生課の表1の項を次のように改める。

1 道路法に基づく事務	1 第2条第2項に規定する道路の附属物の処分（土木事務所長の委任事務に係るものを除く。12、14、18、26、28及び29において同じ。）				○			
-------------	---	--	--	--	---	--	--	--

2	第7条第1項並びに第10条第1項及び第2項の規定による認定等	○					
3	第9条の規定による公示			○			
4	第11条第3項の規定による通知			○			
5	第13条第4項の規定による協議		○				
6	第17条第2項から第4項までの規定による協議の同意			○			
7	第18条の規定による決定等			○			
8	第19条第1項及び第54条第1項の規定による協議		○				
9	第19条第5項及び第20条第6項の規定による公示			○			
10	第20条第1項及び第55条第1項の規定による協議		○				
11	第21条の規定による施行命令		○				
12	第22条の規定による施行命令			○			
13	第31条の規定による協議		○				
14	第32条及び第35条の規定による許可及び協議			○			
15	第37条第1項の規定による占用の禁止等		○				
16	第44条の規定による措置及び措置命令			○			
17	第44条の2の規定による措置 (同条第3項に規定する公示に係るものに限る。)			○			
18	第47条の2第2項の規定による協議の同意			○			
19	第47条の3第2項の規定による			○			

	同意並びに同条第4項及び第5項の規定による許可基準等の提供						
20	第48条の5の規定による協議及び許可			○			
21	第48条の13の規定による指定及び指定の解除			○			
22	第48条の17第2項の規定による協議の同意			○			
23	第48条の19第1項第1号の規定による同意			○			
24	第54条の2の規定による協議			○			
25	第71条第1項及び第2項の規定による監督処分(重要なものに限る。)			○			
26	第71条第4項の規定による道路監理員の任命			○			
27	第78条の規定による勧告、助言及び援助(道路の維持修繕に関する技術指導に係るものに限る。)			○			
28	第87条の規定による条件の付与			○			
29	第95条の2第1項の規定による意見の聴取等			○			

別表第一二本庁関係特定事項⑧県土整備部ケ都市整備課の表一の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、別表第一二本庁関係特定事項⑧県土整備部ニ建築課の表一の項を次のように改める。

1 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく事務	1 第3条第1項第3号及び第4号の規定による指定及び認定			○			
	2 第6条第1項第4号の規定による指定			○			
	3 第11条第1項の規定による措置命令			○			
	4 第22条第1項の規定による指定			○			

5	第42条第1項(第5号を除く。)及び第2項から第4項までの規定による指定及び認定				○		
6	第43条第2項第2号の規定による許可(あらかじめ栃木県建築審査会の承認を得ている事案に該当するものを除く。)				○		
7	第44条第1項第2号から第4号までの規定による認定及び許可				○		
8	第45条第1項の規定による私道の変更等の禁止及び制限				○		
9	第46条第1項の規定による指定				○		
10	第47条ただし書、第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書並びに第51条ただし書の規定による許可				○		
11	第52条第1項及び第2項の規定による指定及び容積率の決定				○		
12	第52条第8項の規定による指定				○		
13	第52条第10項、第11項及び第14項の規定による許可				○		
14	第53条第1項第6号の規定による建ぺい率の決定				○		
15	第53条第4項及び第5項第3号並びに第53条の2第1項第3号及び第4号の規定による許可				○		
16	第55条第2項の規定による認定				○		

17	第55条第3項各号の規定による許可				○		
18	第56条第1項第2号の規定による指定				○		
19	第56条の2第1項ただし書の規定による許可（あらかじめ栃木県建築審査会の承認を得ている事案に該当するものを除く。）				○		
20	第57条第1項の規定による認定				○		
21	第57条の2第3項の規定による指定				○		
22	第57条の3第2項の規定による指定の取消し				○		
23	第57条の4第1項ただし書の規定による許可				○		
24	第59条第1項第3号及び第4項並びに第59条の2第1項の規定による許可				○		
25	第60条の2第1項第3号の規定による許可				○		
26	第60条の3第1項第3号の規定による許可				○		
27	第67条の3第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号の規定による許可				○		
28	第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号の規定による許可				○		
29	第68条第5項の規定による認定				○		
30	第68条の3第1項から第3項まで及び第7項、第68条の4第1項、第68条の5の5第1項及び第				○		

	2項並びに第68条の5の6の規定による認定						
	31 第68条の3第4項及び第68条の5の3第2項の規定による許可			○			
	32 第68条の7第1項の規定による指定			○			
	33 第68条の7第5項の規定による許可			○			
	34 第73条第1項、第74条第1項、第76条第1項及び第76条の3第2項の規定による認可		○				
	35 第84条第1項の規定による建築の制限		○				
	36 第85条第1項の規定による指定		○				
	37 第85条第6項の規定による許可			○			
	38 第86条第2項、第86条の2第1項及び第86条の5第2項の規定による認定及び認定の取消し（第86条第1項の規定による認定に係るものを除く。）			○			
	39 第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項並びに第86条の5第3項の規定による許可及び許可の取消し			○			
	40 第86条の6第2項の規定による認定			○			

別表第一二本片関係特定事項(8)県土整備部へ甲地籍の表1の項を次のように改める。

1 土地収用法に基づく事務	1 第11条第2項の規定による許可			○			
	2 第11条第4項の規定による通知及び公告			○			
	3 第14条第1項の規定による許可			○			

4	第15条第1項に規定する証票の交付（県土整備部が行う事業に係るものに限る。14、15及び19において同じ。）				○			
5	第17条第2項の規定による認定				○			
6	第19条の規定による事業認定申請書の補正命令及び却下				○			
7	第21条第1項及び第22条の規定による意見の聴取				○			
8	第23条第1項の規定による公聴会の開催等				○			
9	第24条第1項の規定による事業認定申請書等の送付				○			
10	第24条第4項の規定による手続の代行				○			
11	第28条の3第1項の規定による許可				○			
12	第30条第2項の規定による告示等				○			
13	第34条の3の規定による告示				○			
14	第39条第1項の規定による裁決の申請	○						
15	第47条の3の規定による明渡裁決の申立て	○						
16	第63条の規定による意見書の提出（県土整備部が行う事業のうち損失補償に係るものに限る。）				○			
17	その他収用委員会への書証の提出				○			
18	第89条第1項の規定による承認				○			

	19 第136条の規定による代理人の指定			○							
--	----------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第1に本件関係特定事項(8)県土整備部へ申請書の提出に次のように加える。

9 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づく事務	1 第6条ただし書の規定による許可			○							
	2 第7条第1項及び第3項の規定による許可			○							
	3 第8条第1項に規定する証明書の交付（県土整備部が行う事業に係るものに限る。4、11及び18において同じ。）			○							
	4 第10条第1項の規定による裁定の申請	○									
	5 第11条第2項及び第3項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取			○							
	6 第11条第4項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告等			○							
	7 第11条第5項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知			○							
	8 第12条第1項及び第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による却下			○							
	9 第13条第1項の規定による裁定	○									
	10 第13条第4項（第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取			○							
	11 第19条第1項の規定による裁定の申請	○									
	12 第19条第3項の規定による裁定			○							

13	第22条第1項の規定による承認			○			
14	第23条第1項の規定による裁定の取消し	○					
15	第25条第1項の規定による命令			○			
16	第25条第2項の規定による原状回復の実施			○			
17	第26条第1項の規定による立入検査等				○		
18	第27条第1項及び第37条第1項の規定による裁定の申請	○					
19	第28条第1項(第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告等			○			
20	第28条第2項(第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知			○			
21	第29条第1項及び第2項(第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定による却下			○			
22	第30条第1項(第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定による決定等			○			
23	第32条第1項の規定による裁定	○					
24	第32条第4項(第37条第4項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取				○		
25	第36条第1項(第37条第4項において準用する場合を含む。)の規定による立入調査				○		
26	第37条第3項の規定による裁定	○					
27	その他知事への書証の提出				○		

務							
---	--	--	--	--	--	--	--

別表第三-1出先機関関係共通事項⑧博物館の表八の項を次のように改める。

8 公有財産の使用許可及び貸借契約に関する事務	1 公有財産の使用許可及び貸付けの決定(軽易又は定例的なものに限る。)		○		○	

別表第三-1出先機関関係共通事項⑨岡本台病院の表九の項を次のように改める。

9 公有財産の使用許可及び貸借契約に関する事務	1 公有財産の使用許可及び貸付けの決定(軽易又は定例的なものに限る。)		○		○	事務局長に限る。

別表第三-2出先機関関係特定事項②経営管理部へ県税事務所の表一の項を次のように改める。

1 地方税法に基づく事務	1 第15条の4第1項の規定による法人の県民税及び法人の事業税の徴収猶予					○	
	2 第17条及び第17条の2第1項の規定による過誤納金の還付及び充当					○	
	3 第20条の4第1項の規定による徴収の嘱託及び受託					○	
	4 第20条の10の規定による納税証明書の交付					○	
	5 第22条の16第2項の規定による公売及び代金の供託	○					
	6 第22条の17第2項の規定による公告	○					
	7 第22条の25の規定による嘱託及び受託	○					
	8 第22条の28第1項及び第2項並びに第22条の29	○					

	の規定による通告及び告 発					
9	第22条の28第3項の規 定による更正	○				
10	第22条の31の規定によ る通知	○				
11	第53条第1項後段及び 第3項前段並びに第72条 の26第5項の規定による 申告書の提出があつたも のとみなす決議			○		
12	第53条第20項、第34 項、第37項及び第38項、 第55条第5項、第72条の 24の10第3項、第5項及 び第7項、第72条の24の 11第4項、第72条の28第 4項、第72条の41の4、 第73条の2第8項及び第 9項、第73条の27、第73 条の27の2第3項、第73 条の27の3第3項、第73 条の27の4第4項及び第 5項、第73条の27の5第 2項、第73条の27の6第 3項、第73条の27の7第 2項、第74条の14第2項 及び第3項、第144条の 30第1項及び第2項、第 144条の31第1項、第4 項及び第5項、附則第11 条の4第2項並びに附則 第12条の2の7第2項の 規定による過誤納金以外 の還付金の還付及び充当			○		
13	第53条第42項及び第43 項、第63条第3項及び第 4項、第72条の48の2第 12項、第73条の21第3 項、第74条の19第2項、 第144条の34第4項並び			○		

	に第144条の35第4項の規定による関係都道府県知事及び関係市町村長への通知					
14	第63条第1項、第72条の49の2、第72条の59、第73条の23及び第74条の19第1項の規定による書類の閲覧及び記録の請求				○	
15	第66条第1項、第71条の17第1項、第71条の38第1項、第71条の58第1項、第72条の66第1項、第73条の34第1項、第74条の25第1項、第92条第1項、第144条の49第1項、第198条第1項、第700条の64第1項及び第745条第1項の規定による督促状の発付				○	
16	第72条の25第3項及び第5項の規定による法人事業税の申告納付期限の延長の承認（当該延長の申請を却下する場合を除く。）				○	
17	第72条の38の2第1項の規定による法人の事業税の徴収猶予及び同条第5項の規定による徴収猶予期間の延長				○	
18	第72条の54第3項の規定による関係都道府県知事及び納税者への通知				○	
19	第72条の58の規定による税務官署への通知				○	
20	第73条の25第1項の規定による不動産取得税の徴収猶予				○	

21 第74条の11第1項の規定による県たばこ税の納期限の延長					○	
22 第84条第2項及び第5項並びに第144条の16第1項及び第4項の規定による特別徴収義務者証票の交付及び返納の受理					○	
23 第144条の21第6項及び附則第12条の2の7第2項の規定による免税証の交付					○	
24 第144条の27第1項及び附則第12条の2の7第2項の規定による報告書の受理					○	
25 第144条の29第1項の規定による軽油引取税の徴収猶予					○	
26 附則第12条第1項の規定による不動産取得税の徴収猶予（同条第2項において準用する租税特別措置法第70条の4第27項の規定により引き続いて附則第12条第1項の規定の適用を受ける場合に限る。）					○	

別表第三 2 出先機関関係特定事項(4)環境森林部、環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表1の項第一号及び第二号を次のように改める。

1 第8条第1項及び第15条第1項の規定による許可	○		○	県東環境森林事務所及び県南環境森林事務所にあつては、所部長の専決事項は所長が処理するものとし、森
---------------------------	---	--	---	--

						林管理事務所を除く。
2	第8条第5項（第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条第5項（第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取		○			○ 森林管理事務所を除く。以下この項から20の項までにおいて同じ。

別表第三 2 出先機関関係特定事項(4) 環境森林部、環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表十六の項を次のように改める。

16 土壌汚染対策法に基づく事務	1 第3条第1項の規定による報告の受理等		○			○	
	2 第3条第3項の規定による通知		○			○	
	3 第3条第4項の規定による報告命令等		○	○			
	4 第3条第5項の規定による土地の利用の方法の変更届の受理		○			○	
	5 第3条第6項の規定による確認の取消し		○			○	
	6 第3条第7項の規定による土地の形質の変更の届出の受理		○			○	
	7 第3条第8項の規定による土壌の汚染状況の調査の命令		○	○			
	8 第4条第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理		○			○	
	9 第4条第3項の規定による土壌の汚染状況の調査の命令		○	○			
	10 第5条第1項の規定による調査命令		○	○			
	11 第7条第1項の規定による汚染除去等計画の提出の指示		○			○	
	12 第7条第2項の規定による汚染		○	○			

除去等計画の提出命令						
13 第7条第3項の規定による変更後の汚染除去等計画の受理		○			○	
14 第7条第4項の規定による汚染除去等計画の変更命令		○	○			
15 第7条第5項の規定による短縮後の期間の通知		○			○	
16 第7条第8項の規定による汚染の除去等の措置命令		○	○			
17 第7条第9項の規定による報告の受理		○			○	
18 第12条第1項から第4項までの規定による土地の形質の変更の届出の受理		○			○	
19 第12条第5項の規定による計画変更命令		○	○			
20 第14条第1項の規定による申請書の受理		○			○	
21 第14条第4項の規定による報告の徴収等		○				○
22 第16条第1項から第3項までの規定による届出の受理及び認定		○			○	
23 第16条第4項の規定による措置命令		○	○			
24 第19条の規定による措置命令		○	○			
25 第20条第6項の規定による届出の受理		○			○	
26 第54条第1項、第3項及び第4項の規定による報告の徴収等		○				○
27 第55条の規定による公共の用に供する施設の管理者への協議		○			○	

別表第三二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部ア健康福祉センターの表一の項第一号を次のように改める。

1 第5条第2項の規定による報告の徴収及び帳簿書類の提出要求		○			○	今市健康福祉センター、栃木健康福祉センター、矢板健康福祉センター及び烏山健康福祉センターを除く。以下この項から10の項まで及び16の項から20の項までにおいて同じ。
--------------------------------	--	---	--	--	---	--

別表第三二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部ア健康福祉センターの表十三の項第一号を次のように改める。

1 第5条の規定による認定		○				今市健康福祉センター、栃木健康福祉センター、矢板健康福祉センター及び烏山健康福祉センターを除く。以下この項において同じ。
---------------	--	---	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部ア健康福祉センターの表十四の項を次のように改める。

14 児童福祉法に基づく事務	1 第19条の3第1項の規定による申請の受理	○							
	2 第19条の3第7項の規定による医療受給者証の交付	○							
	3 第19条の5第1項の規定による申請の受理	○							
	4 第19条の5第2項の規定による変更の認定(第19条の3第3項に係るものを除く。)	○							

	5 第19条の6第2項の規定による医療受給者証の返還の要求	○						
	6 第34条の12の規定による届出の受理		○	○				今市健康福祉センター、栃木健康福祉センター、矢板健康福祉センター及び烏山健康福祉センターを除く。以下この項において同じ。
	7 第34条の14第1項の規定による報告の徴収、立入検査等		○	○				
	8 第46条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（保育所に係るものに限る。）		○	○				
	9 市町村が行う保育の実施事務及び費用徴収事務に係る検査指導		○	○				

別表第三 2 出先機関関係特定事項(5)保健福祉部健康福祉センターの表中二十の項を二十二の項とし、十九の項を削り、十八の項を十九の項とし、同項の次に次のように加える。

20 生活困窮者自立支援法に基づく事務	1 第5条第1項の規定による生活困窮者自立相談支援事業の実施		○	○				
	2 第6条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給		○	○				
	3 第7条第1項の規定による生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の実施		○	○				
	4 第7条第2項第1号の規定による生活困窮者一時生活支援事業の実施		○	○				
	5 第7条第2項第2号の規定による子どもの学習・生活支援事業の実施		○	○				

	6 第9条第1項の規定による支援 会議の組織		○	○					
	7 第23条の規定による情報提供等		○					○	
21 難病の患者に 対する医療等に 関する法律に 基づく事務	1 第6条第1項の規定による申請 の受理	○							
	2 第7条第1項の規定による支給 の認定（同項第2号に係る部分に 限る。）	○							
	3 第7条第4項の規定による医療 受給者証の交付	○							
	4 第10条第1項の規定による変更 の申請の受理	○							
	5 第10条第2項の規定による支給 認定の変更の認定（難病の患者に 対する医療等に関する法律施行規 則（平成26年厚生労働省令第121 号）第32条第1号及び第2号に掲 げる事項に係るものに限る。）並 びに医療受給者証の提出の要求	○							
	6 第10条第3項の規定による医療 受給者証の返還	○							
22 難病の患者に 対する医療等に 関する法律施行 規則に 基づく事務	1 第13条第1項の規定による届出 の受理	○							
	2 第26条の規定による医療受給者 証の再交付	○							
	3 第27条第3項の規定による医療 受給者証の受理	○							

別表第三の二出先機関関係特定事項(保健福祉部ア健康福祉センター)の表中十七の項を十八の項とし、十六の項を十七の項とし、十五の項を十六の項とし、十四の項の次に次のように加える。

15 児童福祉法施行 規則に基づく事務	1 第7条の23第1項の規定による 医療受給者証の再交付	○							
	2 第7条の23第4項の規定による	○							

	医療受給者証の受理							
--	-----------	--	--	--	--	--	--	--

別表第11の2の特定機関関係特定事項(5)保健福祉部へ福祉事務所の条1の項を次のように改める。

1 生活保護法に基づく事務	1 第24条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による申請による保護の開始の決定及び通知（3に掲げるものを除く。）		○	○				
	2 第24条第8項の規定による保護の開始の決定の通知		○	○				
	3 第24条第9項の規定による申請（医療扶助の現物給付に係るものに限る。）による保護の変更の決定及び通知		○			○		
	4 第25条第1項及び第2項の規定による職権による保護の開始及び変更の決定並びに通知		○	○				
	5 第26条の規定による保護の停止及び廃止の決定並びに通知		○	○				
	6 第28条第1項の規定による報告の徴収、立入調査及び検診命令		○	○				
	7 第28条第2項の規定による報告の徴収		○	○				
	8 第28条第5項の規定による保護の開始及び変更の申請の却下並びに保護の変更、停止及び廃止		○	○				
	9 第30条から第37条の2までの規定による保護の方法の決定		○	○				
	10 第48条第4項の規定による届出の受理		○	○				
	11 第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給の決定		○	○				
	12 第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給の決定		○	○				

	13 第55条の6の規定による報告の徴収		○	○			
	14 第55条の7第1項の規定による被保護者就労支援事業の実施		○	○			
	15 第62条第3項の規定による保護の変更、停止及び廃止		○	○			
	16 第62条第4項の規定による弁明の機会の付与		○	○			
	17 第63条の規定による保護費用の返還額の決定		○	○			
	18 第76条第1項の規定による遺留金品の処分		○	○			
	19 第76条の2の規定による損害賠償請求権の行使		○	○			
	20 第77条第1項及び第2項の規定による扶養義務者からの保護費用の徴収及び家庭裁判所への申立		○	○			
	21 第77条の2の規定による徴収金の徴収		○	○			
	22 第78条第1項から第3項までの規定による徴収金の徴収		○	○			
	23 第78条の2第1項及び第2項の規定による徴収金の徴収		○	○			
	24 第80条の規定による保護金品の返還の免除		○	○			
	25 第81条の規定による後見人の選任の請求		○	○			
	26 第81条の3の規定による情報提供等		○			○	

別表第三の2出定機関関係特定事項(5)保健福祉部工保健所の表三の項を次のように改める。

3 健康増進法に基づく事務	1 第20条の規定による特定給食施設の届出の受理		○			○	
---------------	--------------------------	--	---	--	--	---	--

2	第21条第1項の規定による指定	○					
3	第22条の規定による指導及び助言		○	○			
4	第23条の規定による勧告及び命令	○					
5	第24条第1項の規定による立入検査等		○			○	
6	第25条の5第2項の規定による命令		○	○			
7	第25条の7の規定による指導及び助言		○	○			
8	第27条の規定による立入検査及び物件の収去		○			○	

別表第三 出立機関関係特定事項⑤保健福祉部こ児童相談所の表に次のように加える。

5	民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律に基づく事務	1	第7条第2項（第12条第5項において準用する場合を含む。）の規定による調査等		○	○		
---	---	---	--	--	---	---	--	--

別表第三 出立機関関係特定事項⑤保健福祉部こ動物愛護指導センターの表を次のように改める。
シ 動物愛護指導センター

事 務	種 類	事 項	決 裁 区 分 (専決事務)	受 任 者	決 裁 区 分 (委 任 事 務)		備 考
			専 決 権 者	所	所	専 決 権 者	
			所		所	所	
					総 括 所 長 補 佐	所 課	

		長	長	長	等	長	
1 狂犬病予防法に基づく事務	1 第6条第5項(第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定		○	○			
	2 第14条第1項の規定による許可		○	○			
	3 第16条の規定による交通の遮断及び制限		○	○			
	4 第17条の規定による禁止命令		○	○			
	5 第18条第1項の規定によるけい留されていない犬の抑留		○	○			
	6 第18条の2第1項の規定によるけい留されていない犬の薬殺		○	○			
2 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務	1 第10条第1項の規定による登録		○	○			
	2 第11条第2項(第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定による通知		○	○			
	3 第12条第1項(第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否		○	○			
	4 第12条第2項(第13条第2項、第14条第4項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知		○	○			
	5 第13条第1項の規定による登録の更新		○	○			
	6 第14条第1項の規定による届出の受理		○	○			
	7 第14条第2項及び第3項の規定による届出の受理		○			○	普及指導課長に限る。
	8 第15条の規定による閲覧		○	○			

9	第16条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理	○			○	普及指導課長に限る。
10	第17条の規定による登録の抹消	○	○			
11	第22条第3項の規定による研修の実施	○	○			
12	第22条の6第2項の規定による届出の受理	○			○	普及指導課長に限る。
13	第22条の6第3項の規定による命令	○	○			
14	第23条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による勧告	○	○			
15	第23条第3項（第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による命令	○	○			
16	第24条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査	○	○			
17	第24条の2の規定による届出の受理	○	○			
18	第24条の3第1項の規定による届出の受理	○	○			
19	第24条の3第2項の規定による届出の受理	○			○	普及指導課長に限る。
20	第25条第1項の規定による勧告	○	○			
21	第25条第2項の規定による命令	○	○			
22	第25条第3項の規定による命令及び勧告	○	○			
23	第25条第4項の規定による協力要請	○	○			

	24 第26条第1項及び第28条第1項の規定による許可		○	○			
	25 第27条第2項の規定による条件の付与		○	○			
	26 第28条第3項の規定による届出の受理		○			○	普及指導課長に限る。
	27 第32条の規定による措置命令		○	○			
	28 第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○	○			
	29 第35条第1項の規定による引取りの実施及び引取りの拒否		○	○			
	30 第35条第2項の規定による指定		○	○			
	31 第35条第5項の規定による協力要請		○	○			
	32 第35条第6項の規定による委託		○	○			
3 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)に基づく事務	1 第2条第5項の規定による登録証の交付		○	○			
	2 第2条第6項の規定による登録証の再交付		○	○			
	3 第2条第9項の規定による登録証の返納の受理		○	○			
	4 第10条第1項の規定による通知		○	○			
	5 第15条第5項の規定による許可証の交付		○	○			
	6 第15条第6項の規定による許可証の再交付		○	○			
	7 第15条第9項の規定による許可証の返納の受理		○	○			
	8 第16条第1項の規定による届出		○			○	普及指導課長に

	の受理						限る。
	9 第20条第3号の規定による届出の受理		○			○	普及指導課長に限る。
4 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年栃木県条例第28号）に基づく事務	1 第6条の規定による犬の抑留等		○	○			
	2 第7条第1項の規定による野犬等の棄殺		○	○			
	3 第8条の規定による措置命令		○	○			
	4 第11条の規定による届出の受理		○	○			
	5 第12条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査		○	○			
5 栃木県手数料条例に基づく事務	1 第6条の規定による別表第1の204の項から206の項までに掲げる手数料の減免		○	○			

別表第三の二出立機関関係特記事項(職改組)農業振興事務前(第十九)の項を次のように改める。

19 土地改良法に基づく事務	1 第18条第17項（第68条第4項及び第84条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理		○			○		
	2 第29条の2第4項の規定による決算関係書類の受理		○			○		
	3 第29条の4第1項（第84条において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任等		○	○				
	4 第30条第2項（第84条において準用する場合を含む。）の規定による認可（土地改良法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の土地改良法第23条第3項の規定による総代の選挙に関する規定に係るものを除く。）	○						
	5 第36条第9項の規定による認可		○	○				

6	第39条第5項の規定による認可	○					
7	第39条第6項の規定による通知		○		○		
8	第41条第4項の規定による決定 (定款の変更又は事業の廃止に係るものに限る。)		○	○			
9	第48条第1項(第84条において準用する場合を含む。)の規定による認可	○					
10	第48条第9項、第84条、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する第8条第1項の規定による適否の決定等	○					
11	第48条第9項、第84条、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する第8条第2項の規定による専門技術者の任命	○					
12	第48条第9項、第84条、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する第9条第2項の規定による決定	○					
13	第48条第9項、第84条、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する第10条第1項の規定による認可	○					
14	第49条第1項(第84条において準用する場合を含む。)の規定による認可		○	○			
15	第52条第1項及び第53条の4第1項(これらの規定を第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による認可(2以上の農業振興事務所の所管区域にまたがるものに係るものを除く。16から18まで、29から31まで及び35から39までにおいて同じ。)	○					

16 第52条の2第1項(第53条の4第2項、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による適否の決定等		○	○				
17 第52条の2第3項(第53条の4第2項、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取		○	○				
18 第54条第5項(第89条の2第10項、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知		○			○		
19 第57条の2第1項及び第3項並びに第81条の規定による認可	○						
20 第86条第1項の規定による適否の決定等(国営土地改良事業又は国庫補助対象の県営土地改良事業に係るものを除く。21から24までにおいて同じ。)	○						
21 第87条第1項の規定による土地改良事業計画の策定	○						
22 第87条第2項及び第88条第6項において準用する第8条第2項の規定による専門技術者の任命	○						
23 第87条第8項の規定による裁決	○						
24 第88条第1項の規定による土地改良事業計画の変更	○						
25 第88条第6項において準用する第5条第6項の規定による承認の申請		○			○		
26 第89条の2第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)において準用する第52条第5項の規定による会議の開催		○			○		

27 第89条の2第3項において準用する第53条の2第1項及び第53条の2の3第1項の規定による指定		○			○		
28 第89条の2第3項において準用する第53条の3第2項の規定による土地の取得者の決定		○			○		
29 第89条の2第6項の規定による指定		○	○				
30 第89条の2第6項及び第7項の規定による使用収益の停止		○	○				
31 第89条の2第9項の規定による換地処分	○						
32 第89条の2第10項において準用する第55条の規定による登記		○			○		
33 第96条の2第6項(第96条の3第5項及び第96条の4第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理		○			○		
34 第96条の4第1項において準用する第57条の2第1項及び第3項の規定による協議の同意	○						
35 第97条第6項の規定による指示		○	○				
36 第98条第8項の規定による認可		○	○				
37 第98条第9項の規定による意見の聴取		○			○		
38 第99条第1項、第100条第1項及び第100条の2第1項の規定による認可		○	○				
39 第99条第4項、第5項及び第6項(これらの規定を第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取、縦覧及び通知		○			○		

40	第109条の規定による許可		○			○	
41	第113条の3第1項の規定による届出の受理		○			○	
42	第113条の4の規定による届出		○			○	
43	第114条及び第115条の規定による嘱託登記		○			○	
44	第118条第1項の規定による通知		○			○	
45	第122条第2項ただし書の規定による許可		○			○	

別表第三 2 出発機関関係特定事項⑧県土整備部土木事務所の表1の項を次のように改める。

1 道路法に基づく事務	1	第2条第2項第2号に掲げる道路の附属物のうち、並木の枯損木及び障害木の払下処分		○			○	
	2	第22条の規定による施行命令（他の行為に係るものに限る。）		○	○			
	3	第24条の規定による承認		○	○			
	4	第32条第1項及び第35条の規定による許可及び協議の同意（国との協議を要するものを除く。）		○				
	(1)	(2)以外のもの			○			
	(2)	更新の許可であつて、占用の内容に変更のないもの					○	鹿沼土木事務所、矢板土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。
	5	第32条第3項及び第35条の規定による許可及び協議の同意		○				
	(1)	(2)以外のもの			○			

	(2) 変更の許可のうち変更内容が軽微なもの						○	鹿沼土木事務所、矢板土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。
6	第32条第5項の規定による協議		○				○	鹿沼土木事務所、矢板土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。
7	第34条の規定による意見の聴取(4及び5の許可に係るものに限る。)		○				○	鹿沼土木事務所、矢板土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所にあつては、部長とする。
8	第38条第2項の規定による通知		○	○				
9	第39条の9の規定による措置命令		○	○				
10	第40条第2項の規定による指示		○	○				
11	第43条の2の規定による措置命令		○	○				
12	第44条の2の規定による措置(第44条の2第3項に規定する公示に係るものを除く。)		○	○				
13	第45条及び第47条の5の規定による道路標識等の設置		○	○				
14	第46条第1項及び第3項並びに		○	○				

第47条第3項の規定による道路の通行の禁止及び制限							
15 第47条の2第1項、第2項及び第5項の規定による許可、協議の同意及び許可証の交付（同条第2項の規定による他の道路管理者から受ける協議については、土木事務所受けたものに限る。）		○	○				
16 第47条の4の規定による措置命令		○	○				
17 第47条の8の規定による協定の締結		○	○				
18 第48条の11第2項の規定による道路標識の設置		○	○				
19 第48条の12及び第48条の16の規定による措置命令		○	○				
20 第66条の規定による立入り等		○	○				
21 第68条の規定による土地の一時使用等		○	○				
22 第71条第1項及び第2項の規定による監督処分（重要なものを除く。）		○	○				
23 第71条第4項の規定に基づく道路監理員の任命（所属する職員に係るものに限る。）		○	○				
24 第72条の規定による損失補償等（土木事務所長が行う監督処分に係るものに限る。）		○	○				
25 第72条の2第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入検査		○	○				
26 第75条の規定による指示、要求等		○	○				

27 第87条の規定による条件の付与 (土木事務所長の委任事務に係るものに限る。30において同じ。)		○	○				
28 第91条第1項の規定による許可		○	○				
29 第93条の規定による不用物件の引渡し	○						
30 第95条の2第1項の規定による意見の聴取等		○	○				

別表第三 出先機関関係特定事項(8)県土整備部入土木事務所 表十六の項を次のように改める。

16 建築基準法に基づく事務	1 第6条の2第6項の規定による通知	○					宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	2 第7条の6第1項第1号及び第18条第24項第1号の規定による認定		○	○			宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	3 第7条の6第4項の規定による通知		○	○			宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	4 第9条第1項並びに第10条第2項及び第3項の規定による措置命令	○					宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。

	5 第10条第1項の規定による勧告	○						宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	6 第42条第1項第5号の規定による指定		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	7 第43条第2項第1号の規定による認定		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	8 第43条第2項第2号の規定による許可（あらかじめ栃木県建築審査会の承認を得ている事案に該当するものに限る。）	○						宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	9 第56条の2第1項ただし書の規定による許可（あらかじめ栃木県建築審査会の承認を得ている事案に該当するものに限る。）	○						宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	10 第85条第4項及び第5項の規定による許可		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。

								る。
	11 第86条第1項、第86条の2第1項及び第86条の5第2項の規定による認定及び認定の取消し（第86条第2項の規定による認定に係るものを除く。）		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	12 第86条の8第1項、第3項及び第6項の規定による認定及び認定の取消し		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	13 第86条の8第5項の規定による命令		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。

別表第三の出先機関関係特定事項(8)県土整備部ア土木事務所の表十八の項を次のように改める。

18 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく事務	1 第15条第1項の規定による命令	○					宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	2 第15条第2項の規定による要請	○					宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
	3 第17条第3項（第18条第2項（第22条の2第5項において準用	○					宇都宮土木事務所、真岡土

	する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による認定							木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
4	第21条（第22条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による改善命令	○						宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
5	第22条（第22条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し	○						宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
6	第22条の2第4項の規定による認定	○						宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
7	第23条第1項の規定による認定	○						宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
8	第53条第4項の規定による報告	○						宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。

別表第三二出先機関関係特定事項(8)県土整備部公園事務所の表一の項を次のように改める。

1 都市公園法に基づく事務	1 第5条第1項の規定による許可		○	○		
	2 第6条第1項及び第3項の規定による許可		○	○		
	3 第27条第1項及び第2項の規定による処分又は措置命令		○	○		
	4 第27条第6項の規定による売却		○	○		
	5 第27条第7項の規定による廃棄		○	○		

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第三二本庁関係特定事項(8)県土整備部土地利用課の表の改正規定(同表に次のように加える部分に限る。)は同年六月一日から、別表第三二本庁関係特定事項(5)保健福祉部健康増進課の表三の項及び別表第三二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部保健所の表三の項の改正規定は同年七月一日から施行する。

(人事課)